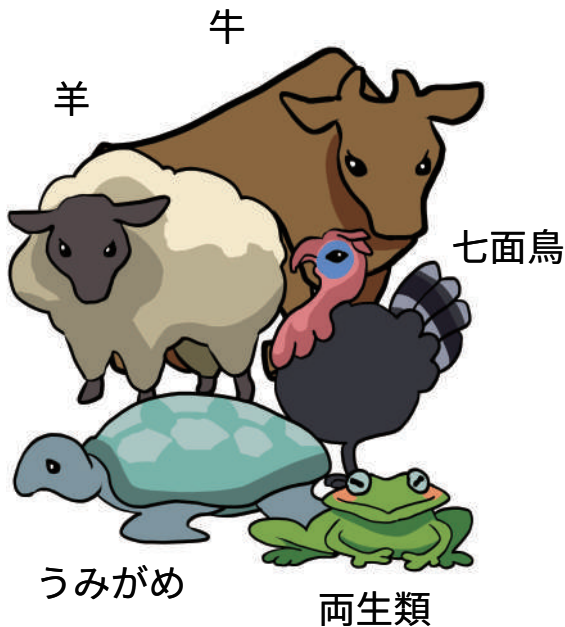


# 1 類

動物（生きているものに限る。）

羊、うみがめ、くじら、牛、七面鳥、  
豚、両生類



# 1 類

## 動物（生きているものに限る。）

### 重要な部・類の注

《第1類 動物（生きているものに限る。）の注の規定》

1 この類には、次の物品を除くほか、すべての動物（生きているものに限る。）を含む。

(a) 第03.01項、第03.06項、第03.07項又は第03.08項の魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

(b) 食用の生きていない昆虫類（第04.10項参照）

(c) 第30.02項の培養微生物その他の物品

(d) 第95.08項（サーカスの動物・巡回サーカス等の設備など）

### 出題例

#### 【問題】

巡回サーカスの設備の一つとして輸入される生きた動物は、第1類の注の規定により第1類(生きた動物)には含まれない。

# 1 類

## 動物（生きているものに限る。）

### 解答

#### 【問題】

巡回サーカスの設備の一つとして輸入される生きた動物は、第1類の注の規定により第1類(生きた動物)には含まれない。

#### 【解答】 正しい。

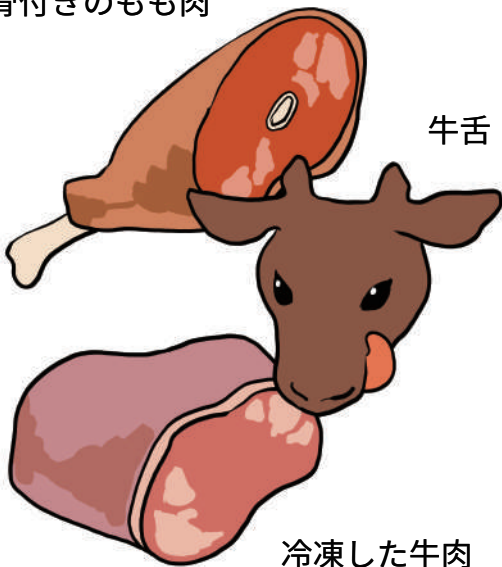
巡回サーカスの設備の一つとして輸入される生きた動物は、第1類注1(c)の注の規定により第1類(生きた動物)には含まれず、第95.08項の巡回サーカスの設備に分類される。

## 2類

# 肉及び食用のくず肉

塩蔵の豚肉、骨付きのもも肉、冷凍した牛肉、牛舌（食用に適した冷凍したもの）

骨付きのもも肉



牛舌

冷凍した牛肉

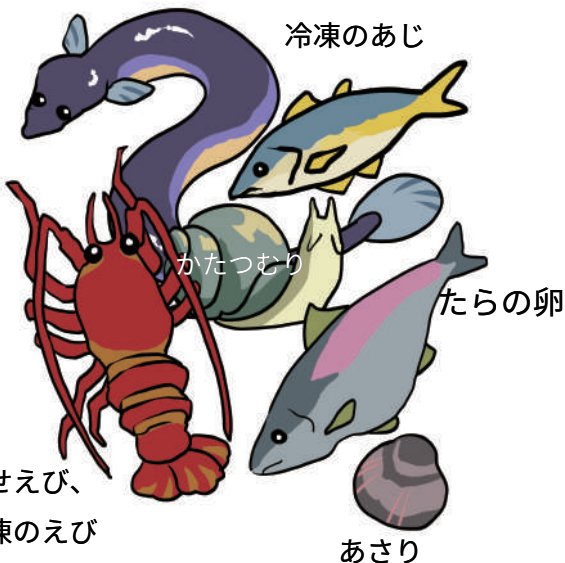
### 3 類

## 魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物

うなぎ、いせえび、冷凍のえび、冷凍のあじ、あ  
じのフィレ、塩蔵したあさり、なまこ、くん製の  
にしん、かたつむり、たらの卵、くん製のいか

うなぎ

冷凍のあじ



いせえび、  
冷凍のえび

あさり

# 3 類

## 魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物

### 重要な部・類の注

《第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の注の規定》

1 この類には、次の物品を含まない。

(a) 海棲哺乳動物（第 01.06 項参照）

(b) 海棲哺乳類の肉（第 02.08 項及び第 02.10 項参照）

(c) 生きていない魚（肝臓、卵及びしらこを含む。）並びに生きていない甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物で、食用に適しない種類又は状態のもの（第 5 類参照）並びに魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレットで、食用に適しないもの（第 23.01 項参照）

(d) キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物（第 16.04 項参照）

### 出題例

#### 【問題】

水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類（魚、甲殻類及び軟体動物等）に含まれる。

# 3 類

## 魚並びに甲殻類、軟体動物及び その他の水棲無脊椎動物

### 解答

#### 【問題】

水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類（魚、甲殻類及び軟体動物等）に含まれる。

#### 【解答】 正しい。

水煮による調理をした殻付きのえび（冷凍のもの）は、第3類（魚、甲殻類及び軟体動物等）に分類される（第 03.06 項）。

# 4 類

酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び  
他の類に該当しない食用の動物性生産品

脱脂粉乳、チーズ、バター、乾燥した卵黄、  
ヨーグルト、鶏のふ化用の受精卵



乾燥した卵黄、  
鶏のふ化用の受精卵



## 5 類

### 動物性生産品

(他の類に該当するものを除く。)

人髪 (加工していないもの)、羽毛 (加工していないもの)、動物の胃 (食用に適した冷凍したもの)

